

## ◎新潟県告示第305号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）及び新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の規定により知事が行う事務について使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

平成31年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 使用範囲

#### (1) 新潟県情報公開条例の規定に基づく次の事項

- ア 第11条第1項及び第2項の規定による公開決定等通知書
- イ 第11条第4項の規定による決定期間延長通知書
- ウ 第11条第5項の規定による決定期間特例延長通知書
- エ 第12条第1項の規定による事案移送通知書
- オ 第13条第1項及び第2項の規定による意見照会書
- カ 第13条第3項の規定による公開決定に係る通知書
- キ 附則第3項の規定により改正前の新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。）を適用する次の事項
  - (7) 旧条例第7条第1項及び第2項の規定による公開決定等通知書
  - (4) 旧条例第7条第4項の規定による決定期間延長通知書
  - (9) 旧条例第8条第1項の規定による意見照会書
  - (2) 旧条例第8条第2項の規定による公開決定に係る通知書
  - (16) 旧条例第16条第1項及び第2項の規定による任意公開回答書

#### (2) 新潟県個人情報保護条例の規定に基づく次の事項

- ア 第21条第1項及び第2項の規定による開示決定等通知書
- イ 第21条第4項の規定による保有個人情報開示決定期間延長通知書
- ウ 第21条第5項の規定による保有個人情報開示決定期間特例延長通知書
- エ 第22条第1項の規定による開示請求に係る事案移送通知書
- オ 第23条第1項及び第2項の規定による意見照会書
- カ 第23条第3項の規定による開示決定に係る通知書
- キ 第30条第1項及び第2項の規定による訂正決定等通知書
- ク 第30条第4項の規定による保有個人情報訂正決定期間延長通知書
- ケ 第30条第5項の規定による保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書
- コ 第31条第1項の規定による訂正請求に係る事案移送通知書
- サ 第32条の規定による保有個人情報訂正実施通知書
- シ 第36条第1項及び第2項の規定による利用停止決定等通知書
- ス 第36条第4項の規定による保有個人情報利用停止決定期間延長通知書
- セ 第36条第5項の規定による保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

### 2 使用開始年月日

平成31年4月1日

### 3 印影

